

「緑の広域計画（仮称）」有識者検討委員会設置要綱

制定 令和7年12月3日 7都市政緑第547号

（目的）

第1条 都市の豊かな緑は、人々に安らぎや潤いを与えるとともに、日差しを遮る木陰を生み出すなど、快適な都市環境の形成に寄与している。近年の気象環境の変化やウェルビーイングへの関心の高まり等を踏まえ、「緑をまもり、育て、活かす」取組を強力に推進していくため、都市緑地法（昭和48年法律第72号）（以下「法」という。）に基づく「緑の広域計画（仮称）」（以下「広域計画」という。）を策定することとした。策定に向け専門的意見を聴取するため、「緑の広域計画（仮称）」有識者検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所掌事項）

第2条 委員会の所掌事項は、法に基づき都が策定する広域計画の内容に関する事項とする。

（組織）

第3条 委員会は、別表に掲げる学識経験者により構成する。

（委員の任期）

第4条 委員の任期は、委員委嘱の日から2年以内とする。

（座長）

第5条 委員会に座長を置く。

2 座長は、会務を総理する。

3 座長に事故があったとき、又は座長がかけたときは、座長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、座長が招集し、主宰する。

2 座長が必要と認める場合、委員会は、オンライン（映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができる方法をいう。）、対面とオン

ラインの併用又は持ち回りにより開催することができる。

3 会議は非公開とする。

4 委員会の開催に当たっては、会議の日時、場所、公開の可否等の情報を事前に公表する。

5 議事録及び委員会に係る資料は原則として公開とする。ただし、東京都情報公開条例第7条各号に規定する情報、又は座長が公開を不適当と認めるときは、この限りでない。

(守秘義務)

第7条 委員は、委員会を通じて知り得た情報を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課において処理する。

(その他)

第9条 この設置要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

附 則

この要綱は、令和7年12月3日から施行する。

別表

(学識経験者)

(凡例 ◎：座長)

◎委員	柳井 重人 ヤイ シゲト	千葉大学園芸学研究院 教授
委員	飯田 晶子 イイダ アキコ	東京大学大学院工学系研究科 特任講師
委員	押田 佳子 オシダ ケイコ	日本大学理工学部 准教授
委員	庄司 昌彦 ショウジ マサヒコ	武藏大学社会学部 教授
委員	田島 夏与 タジマ カヨ	立教大学経済学部 教授
委員	千葉 千枝子 チバ チエコ	淑徳大学経営学部 教授
委員	ハギリアン パリッサ	京都先端科学大学国際学術研究院 教授
委員	萩原 建次郎 ハギワラ ケンジロウ	駒澤大学総合教育研究部 教授
委員	原 晋 ハラ スム	青山学院大学地球社会共生学部 教授
委員	平原 俊 ヒラハラ スグル	東京農工大学農学研究院 助教

(敬称略)

(事務局) 東京都都市整備局都市づくり政策部緑地景観課